放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第 51 条の４第４項及び同条第 10 条の規定により命令します。
なお、この命令を受けた者は、道路交通法第 51 条の４第 11 項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年11月11日

福島県 公安委員会 ㊞

弁明通知書番号
25-101-261007-016003
25-104-261011-021001
25-108-261011-024001
25-108-261011-024002
25-110-261011-031001
25-111-261011-001002
25-117-261011-005001
25-121-261009-037001
25-121-261011-008005
25-123-261006-003001
25-129-261011-013002

弁明通知書番号